

		第	号
消費生活用製品安全法第41条第3項の規定による			
立 入 検 査 証			
写 真	押 出 スタンプ	官職及び氏名	
		年 月 日生	
		年 月 日交付	
		消費者庁長官	印

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条1～2（略）

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～11（略）

12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七（略）

八 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九（略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。